

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	福崎町 児童手当システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福崎町は児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福崎町長

公表日

平成31年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、児童手当の支給を行う事務である。番号法においては、別表第一項番56の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)又は第二項の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。)の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>○児童手当法第九条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>○児童手当法第十二条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当又は特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>○児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>○児童手当法第二十八条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>○児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>
③システムの名称	児童手当システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 別表第一 項番56 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条(第1,2,3,4,5,6号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第二(第26,30,87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(第1号)、第44条(第1号) (情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第二(第74,75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条(第1,2号)、第40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福崎町 住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長 谷岡周和
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福崎町 総務課 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1 TEL:0790-22-0560

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月23日	公表日	平成27年10月1日	平成30年2月23日	事後	
平成30年2月23日	1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要		「申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。」を追加	事前	
平成30年2月23日	1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	児童手当システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事前	
平成30年2月23日	3.個人番号の利用	・番号法 別表第一 項番56	・番号法 別表第一 項番56 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条(第1,2,3,4,5,6号)	事後	
平成30年2月23日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法別表第二 74,75 情報提供 番号法別表第二 26,30,87	(情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第二(第26,30,87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(第1号), 第44条(第1号) (情提提供) ・番号法第19条第7号 別表第二(第74,75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条(第1,2号), 第40条の2	事後	
平成30年2月23日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年6月1日時点	平成30年2月23日時点	事後	
平成30年2月23日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年6月1日時点	平成30年2月23日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	公表日	平成30年2月23日	平成31年3月29日	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第二(第26,30,87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(第1号), 第44条(第1号) (情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第二(第74,75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条(第1,2号), 第40条の2	(情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第二(第26,30,87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(第1号), 第44条(第1号) (情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第二(第74,75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条(第1,2号), 第40条の2	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成30年2月23日時点	平成31年3月20日時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年2月23日時点	平成31年3月20日時点	事後	